

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止等に伴う税制上の所要の措置			
税 目	国税（所得税、法人税、登録免許税、地価税、印紙税、消費税）			
要 望 の 内 容	<p>「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成 20 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、(独)雇用・能力開発機構を廃止し、(独)高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務等を、(独)勤労者退職金共済機構に勤労者財産形成業務等を移管することとしている。</p> <p>このため、(独)高齢・障害者雇用支援機構に移管する職業能力開発業務等や、(独)勤労者退職金共済機構に移管する勤労者財産形成業務等について、業務移管後においても現行の非課税措置の適用を基本的に継続することを要望する（勤労者財産形成業務等に係る承継債権を担保するために受ける登記については、登録免許税を非課税とする承継特例を要望する）。</p> <p>(独)雇用・能力開発機構、(独)高齢・障害者雇用支援機構共通 { 所得税（公共法人：法人非課税）、法人税（公共法人：法人非課税）、印紙税（法人非課税）、登録免許税（法人非課税）、地価税（法人非課税）、消費税 }</p> <p>(独)勤労者退職金共済機構 { 所得税（公共法人等：法人非課税）、法人税（公益法人等：収益事業のみ課税）、登録免許税、地価税（法人非課税） }</p> <table border="1" data-bbox="874 1312 1489 1413"> <tr> <td data-bbox="874 1312 1222 1413">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 1312 1489 1413">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必	<p>(1) 政策目的</p> <p>(独)雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務や勤労者財産形成業務等については、職業能力の開発及び向上、勤労者の生活の安定等を図るものであることに鑑み、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成 20 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、これらの業務を効率的・効果的に運営することができる組織へ移管することにより、当該業務のより一層の円滑な実施を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「雇用・能力開発機構の廃止について」を踏まえ、(独)雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務等については(独)高齢・障害者雇用支援機構に、勤労者財産形成業務等については(独)勤労者退職金共済機構に移管することにより、これらの業務の効率的・効果的な運営が可能となるよう実施体制を整備することが必要である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	(独)雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務、勤労者財産形成業務等について、「雇用・能力開発機構の廃止について」を踏まえ、同業務を効率的・効果的に運営することができる組織へ移管することにより、より一層、職業能力の開発及び向上、勤労者の生活の安定を図り、もって福祉の増進と経済の発展に寄与することを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税について、同様に非課税措置を要望。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	運営費交付金
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	運営費交付金

		要望の措置の妥当性	「雇用・能力開発機構の廃止について」を踏まえ、(独)雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務等については(独)高齢・障害者雇用支援機構に、勤労者財産形成業務については(独)勤労者退職金共済機構に移管することにより、これらの業務の効率的・効果的な運営が可能となるよう実施体制を整備することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			昨年、「独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設」により(独)雇用・能力開発機構を含む独法関係の改正に係る税制改正を一括して要望したが、法案に係る検討が十分に進んでいなかったことから、昨年度要望は取り下げ、平成 23 年度に改めて要望することとなった。